第２期山形県アルコール健康障害対策推進計画について

3 すべての人に健康と福祉を

計画の概要

〔位置づけ〕アルコール健康障害対策基本法第14条の規定による都道府県アルコール健康障害対策推進計画
〔計画期間〕令和６年度から令和10年度（５年間）
〔改正の方向性〕 □ 改正された政府の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の内容を反映し、飲酒に伴うリスクの知識の普及と切れ目のない支援体制の整備を進めていく
□ 医療関係者、自助グループ、民間支援団体、福祉関係団体、事業者、行政が連携を強化し、アルコール健康障害の「発生」「進行」「再発」の各段階での防止対策を実施

Ⅰ 発生の予防　→　Ⅱ 進行の抑制　→　Ⅲ 再発の防止

基本方針

基本方針１
正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

基本方針２
誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

基本方針３
専門的対応が可能な医療機関の確保と連携の促進

基本方針４
アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点課題

重点課題１

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する

◆課題に対応する評価指標
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
【男性】
17.7%(R4)⇒15.0%(R10)
【女性】
10.8%(R4)⇒8.2%(R10)

②妊娠中の女性の飲酒割合
0.5%(R3)⇒0%(R10)

重点課題２

アルコール健康障害に関する予防・相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する

◆課題に対応する評価指標
①県精神保健福祉センター、各保健所におけるアルコール依存症に関する相談受付件数
455件(R4)⇒700件(R10)

②国等が実施する依存症専門研修等の受講者数
9人(R2~4平均)⇒延べ50人(R6~10)

③国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定
６機関(R4)⇒８機関(R10)

基本的施策

Ⅰ 発生の予防

※アンダーライン部分は第２期計画における変更点

１．アルコール健康障害に関する啓発の推進
・学校教育における外部の専門的知識を有する人材を活用した講演や研修会等の実施
・教職員等を対象とした指導者研修会の開催
・関係機関が連携し、「飲酒ガイドライン」（国作成）等を活用して年齢・性別・体質等に応じた正しい知識の普及啓発を推進
・健康経営アドバイザーや医療保険団体等と連携した事業所への普及啓発の推進
・職場における車両運行前及び運行後のアルコールチェック徹底の指導

２．不適切な飲酒の誘引の防止
・20歳未満の者への酒類販売防止に関する事業者向けの啓発活動の強化、適切な指導・取締りの実施

Ⅱ 進行の抑制

１．健康診断等からの早期改善指導
・「早期介入ガイドライン」（国作成）の周知　・関係機関による連携体制づくりの推進

２．アルコール健康障害に係る医療の充実等
・依存症専門医療機関の充実と依存症治療拠点機関選定の検討
・一般医療機関に対するアルコール依存症や専門医療機関等についての情報提供と研修の実施

３．アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する対応等
・運転免許取消処分者講習における再犯防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供

４．相談支援等
・身近な地域で相談できるよう関係機関や市町村との連携を強化
・関係機関が情報共有できる連携体制の構築
・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターに対するアルコールに関する知識の普及啓発を推進
・大規模自然災害及び感染症流行時における相談支援体制の強化
・困難な問題を抱える女性への支援内容を記載したリーフレットによる相談窓口の普及啓発を推進

Ⅲ 再発の防止

１．社会復帰の支援
・自助グループ等との連携強化による回復支援体制の整備　・依存症者や家族対象の相談会等の開催

２．民間支援団体の活動に対する支援
・自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援

Ⅳ 基盤整備

１．人材の養成・確保等
・医療従事者や相談支援従事者等の養成や資質向上に対する支援
・医学生や看護学生を対象にしたアルコール健康障害やアルコール依存症に関する講義の実施

２．調査研究の推進等
・アルコール関連問題の実態把握や各種取組の効果等の分析に向けた関連データの集積